2020 年度　南三陸×県内大学　「食」交流プラン　助成要項

南三陸町では震災後に再開した牡蠣養殖が ASC 国際認証を取得、さらに森林管理でも FSC 国際認証も取得しました。両認証を 1 町で取得している自治体は世界でもほかに存在しません。また南三陸町志津川湾がラムサール条約湿地に登録されています。震災後は「森里海ひと いのちめぐるまち　南三陸町」を目指すべき将来像に掲げ、持続可能な地域づくりを進めています。

南三陸町観光協会では 2020 年度中に授業やゼミにて南三陸に関する食資源、人材を活用する場合やモニターツアー等への参加について一部助成を行っています。同じ宮城県内で学ぶ大学生皆様に、南三陸の資源や素材等を活用いただき、一次産業や関連事業、地域づくり等への理解を深める契機にご活用いただきますようお願いいたします。

※ASC：自然環境に負荷をかけず、労働者と地域社会にも配慮した養殖業に与えられる国際認証制度

※FSC：社会的、経済的、環境的に適切に管理がなされている森林に与えられる国際認証制度

※ラムサール条約：志津川湾は暖流と寒流が混ざり合い、多様な生態系を形成。冬には絶滅危惧種の「コクガン」が飛来し、越冬地となっていることが認められ、2018 年 10 月にラムサール条約湿地に登録される。

1.　目的

大学の授業およびゼミ等において南三陸町民の派遣や食材等助成をするもので、南三陸町観光協会が協力させていただくことによって当町の地域資源や持続可能性への取り組みを広く理解、活用していただき当町との関係構築や交流促進に繋がることを目的にするものです。

2.　助成対象期間

2020 年 10 月 1 日から 2021 年 3 月 31 日　※申請受付期間 2020 年 7 月 1 日～9 月 30 日まで

3.　助成対象となる活動

（1）町民派遣（現地またはオンライン）

「南三陸」の食に関する取組を実践している人材を大学の授業やゼミ等へ派遣。セミナーや講演を開催。

（人材派遣例：一次産業従事者、六次産業従事者、水産加工会社従事者、漁業関係者など）

（2）南三陸食材の提供

食品開発の実習やメニュー開発等で使用する「南三陸」の食材提供。

（3）食に関わるモニターツアープログラム参加助成

南三陸町をフィールドに「食」をテーマとしたモニターツアー等を実施します。ツアーへの参加希望者を募集する予定です。ゼミ単位等での参加をご希望の際には申請願います。

4.　助成にあたって

申請書（様式 1）の提出が必要です。下記条件に該当する内容にて申請ください。

（1）町民派遣（2）食材提供　について

・大学の授業およびゼミ等において貴大学の学生が受講・参加すること。

・開催する内容について事前に大学 HP や広報、メディア等に情報通知可能であること。

・活動後 30 日以内に、様式 2 による実施報告を行うこと。
※町民派遣については 1 申請につき原則 1 名となります。活動の内容によってはこの限りではありません。

（3）モニターツアーへの参加について
・参加者は貴大学の食に関わる学科に所属する学生であること。（催行人数の上限あり）
・全行程に参加可能であること。
・ツアー終了後、アンケートへの回答が可能であること。
・当協会 WEB や SNS での発信に協力できること。

5.　申請方法
　南三陸町体験学習プログラム WEB サイトから（https://www.m-kankou.jp/educational-travel/）から申請書をダウンロードし、メールにて申請願います。なお、郵送での申請は一切受け付けておりません。申請書の各記入欄が不足する場合は枠を広げて記載いただいて構いません。（1）（2）に関しては既に企画書等がある場合は添付願います。
手書きの場合は項目名が分かるように別記として添付ください。

メール件名：【2020 年度南三陸×県内大学「食」交流プラン】　○○○○（貴団体名）
メール宛先：post@m-kankou.jp

・問い合わせ先
　助成に関する不明点がございましたら、上記のアドレス宛、もしくは TEL（0226-47-2550）までお問い合わせください。その際には「南三陸×県内大学「食」交流プラン」である旨を伝えて下さい。

6.　審査について
（1）　申請受付後に審査します。審査は（一社）南三陸町観光協会三役が実施
（2）　採択の可否について個別の情報開示は行いません。
（3）　審査で重視するポイント
・本助成を活用することによって南三陸町の資源について興味関心を持ち、今後何らかの形で交流活動に繋がる可能性があること。
・南三陸町の情報発信や交流人口の拡大に繋がる可能性があること。

7　取り消し
　申請内容および上記 4 の対象と相違する内容が認められた場合は、派遣等に要した費用の全額を返還して頂く場合がございますので、あらかじめご了承願います。

8　その他
　この要項に定めのない事項に関しては、申請者と（一社）南三陸町観光協会の両者協議の元、取り決めを行うものとします。またこの要項は、2020 年 4 月 1 日から適用するものとする。